

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：34403

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01312

研究課題名(和文) 武力紛争法のdomain区分 - 宇宙戦法規という新domain成立可能性

研究課題名(英文) Law of Armed Conflict and Its Emerging Domain: Law of Space Warfare

研究代表者

真山 全 (Mayama, Akira)

大阪学院大学・国際学部・教授

研究者番号：80190560

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：国際法の一分野である武力紛争法は、敵対行為の対象の所在場所により陸海空戦法規に分類される。武力紛争時に宇宙空間がかかわる行為が増加したことから、宇宙空間に向けられた行為は空戦法規適用で処理できるか、新たに宇宙戦法規を構想しなければならないかが問われる。前者なら規則は見いだせるものの、後者では改めて国家実行を評価しつつ規則を同定しなければならず、類推等の手法を用いても規則を発見できない可能性もあり、武力紛争法秩序が不安定化する。本研究では、宇宙戦について法的及び技術的な観点から検討を加え、その特殊性から空戦法規の適用やその類推では対応できない部分の存在は否定できないという結論を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

武力紛争当事国が宇宙を積極的に用いるようになるのは1990年代以降であるが、2000年代に入り衛星妨害等が容易になるような技術的進展を見た。諸国もこの状況に対応し宇宙軍新設といった措置を講じている。武力紛争法でもいかなる規則が宇宙戦を規律するかの検討が必要になったが、本研究では陸海空戦法規のドメイン区分がどのように形成されたかを振り返り、それを基に宇宙戦法規形成可能性を探った。具体的な適用規則同定はこうした基本的検討抜きには不可能で、そうした基本的作業には学問的意義の他、衛星に損害が生じた際にどの範囲で責任を追及できるかといった実務的問題処理のための有用な指標提供という社会的意義もある。

研究成果の概要(英文)： From the perspective of geographical scope of application, the law of armed conflict(LOAC) is divided into three parts: the laws of ground warfare, naval warfare, and aerial warfare. Although major military powers are developing space-warfare capabilities since 1990's, it is quite uncertain whether the existing rules on the methods and means of warfare including those of targeting, deception, protection of victims and environment, blockade and so on are also applicable to space warfare, partially due to the lack of state practices. This research project examines whether a new LOAC domain, namely the law of space warfare, emerges and how to identify specific rules regulating space warfare.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 武力紛争法 国際人道法 中立法 環境法 宇宙 宇宙戦 衛星

1. 研究開始当初の背景

(1) 宇宙の軍事利用の新局面

宇宙開発はそれが実際に試みられ始めた1940年代末から軍事利用と切り離すことができないものであった。しかし、1990年の湾岸戦争の頃までは、宇宙の軍事利用は、地上(洋上、空中)の作戦行動を支援するための偵察や通信、そして核抑止を機能させるための監視といった分野に限られ、宇宙にあるものの破壊のような戦闘行動はあまり考えられなかった。

しかし、その後、衛星の無力化、破壊や捕獲に関する技術が発展し、宇宙空間は戦闘可能領域に変わっていった。また、宇宙戦能力を米露仏の他に中国や印も獲得するに至った。そうなれば、宇宙での戦闘その他の敵対行為を規律する国際法規則の同定の必要が生じる。

国際法は武力行使や武力紛争に関する二群の規則を持っている。その一は、*jus ad bellum*と総称される武力行使そのものの適法性を判断する規則群である。もう一つは、武力紛争中のその当事者の行為を規律する*jus in bello*の規則群である。これは武力紛争法(国際人道法)と呼ばれている。

宇宙に関してはもちろん*jus ad bellum*上の問題も生じ、例えば人工衛星の機能妨害は武力攻撃を構成し、従って自衛権行使が可能になるかといった問題が考えられる。即ち、艦船航空機に対する攻撃は状況次第では自衛権行使のトリガーになりうるが、衛星の場合にも艦船航空機と同様に考えてよいのか、又は衛星が有する機能が艦船航空機とは相違するので、そうした違いを考慮しなければならないのかといった問題である。

武力紛争法上の問題としては、いよいよ現実化する宇宙での敵対行為はこれまでの空戦法規によって規律されるのか、又は宇宙空間の空と異なる性質や衛星の機能の重要性から新たに宇宙戦法規を構想しなければならないのかの問題がある。

*jus ad bellum*にしても武力紛争法にしても「地上(空)の法」の超高空における適用ですむのか、あるいは宇宙空間と宇宙活動の特殊性を反映した新たな法により規律されるのかという問題が存在するのである。本研究は、主に武力紛争法からこれを検討した。

(2) 「宇宙戦」の定義

武力紛争法の陸海空戦法規の区分が敵対行為の対象や保護の対象の所在によってなされているので、本研究では、宇宙戦を同じく宇宙に所在するものに対する戦闘その他の行為をいうと捉える。従って、地上から宇宙にある衛星を攻撃するのは宇宙戦であるが、衛星から地上目標を破壊する行為は武力紛争法上はそうではないということになる。

このようなドメイン区分の方法は、武力紛争中の行為の法的評価の目的からして最も合理的なもので、1977年のジュネーブ諸条約第1追加議定書のとる考え方でもある。

2. 研究の目的

(1) 適用規則同定に関する二問題の確認

宇宙戦がなされるようになればその法的評価が必要になる。その評価のために適用される武力紛争法規則は、上記1(2)のようなドメイン区分から判断される。宇宙戦がどのドメイン区分に入るかの確定が必要であるが、その前に検討すべき問題がある。

即ち、いわゆる平時を規律する平時法である宇宙法(あるいは環境法その他)と武力紛争法の適用関係である。以前の平時戦時の二元論の時代にあっても、実は平時法と戦時法の適用区分ははっきりしなかったが、今日の平時一元化時代では不明確さが増している。しばしば、一般法と特別法の関係として扱えばよいとか、あるいはいわゆる調整理論で処理すればよいとかいわれるが、通説的な見解すらない。

この問題が先決的問題で、それによってそもそも武力紛争法が宇宙法に排除されない範囲が理論上は特定されることになる。

(2) 宇宙戦法規という新法的ドメイン形成の可能性の探求

宇宙法との適用関係の次に検討すべきは、武力紛争法の空戦法規区分に宇宙戦が吸収されるか、あるいは新法的ドメイン区分である宇宙戦法規を構想するかである。

もっとも、宇宙戦法規の独立性が承認されるとしても、海戦法規と空戦法規の関係と同じく宇宙戦法規は空戦法規の規定を宇宙の特殊性に合わせて修正したものになるのかもしれない。しかし、結果としてそうであるとしても、空戦法規を基に考えることの妥当性、換言すれば空戦法規の類推が何故許容されるかを理論的に整理しておかなければならない。その上で、空戦法規を基にするとしても、宇宙の空間的特殊性からしてどこまで空戦法規に依拠することが妥当なのかが検討されることになる。

3. 研究の方法

(1) 論点の再構成

上記2にある二問題を、宇宙戦法規の定義・意義、宇宙法と武力紛争法の適用関係、宇宙戦法規適用に関する基本問題、害敵方法・手段、保護対象、及び中立法に再構成し、下記(2)

のような表題を与えて順次研究していくことにした。

各論点の分析を研究代表者の真山全教授(大阪学院大学)、並びに研究分担者である吉田脩教授(筑波大学)及び川岸伸准教授(静岡大学)の他、青木節子教授(慶應義塾大学)にもお願いできたのはまことに幸運であった。また、宇宙活動や安全保障に関連する英米国内法や企業の動きを御教示願うため、橋本豪弁護士(大江橋法律事務所)に御参加いただいた。さらに、武力紛争法の他に宇宙戦の技術的・軍事的側面に詳しい山田尊也2等空佐(航空自衛隊第4術科学校)、阿部竹浩2等空佐(航空自衛隊幹部学校)、及び三浦光帆1等空尉(同、いずれも2023年3月末現在)も加わって下さった。各位の御協力に対しあつく御礼を申し上げる。

(2) 個別的論点と研究会

以下は、本研究で個別的論点として検討がなされるべきとしたものである。

I. 「宇宙戦を規律する武力紛争法とその検討の必要性」

I.1 「宇宙戦法規の意義」(宇宙戦・宇宙戦法規の概念を整理し、宇宙戦法規の検討の必要を再確認した。)

I.2 「宇宙の作戦領域化とその意味」(宇宙戦法規を検討する際に必要な知識である宇宙戦手段の到達点、軍の衛星の運用方法等の技術的・戦術的・戦略的事項をまとめた。)

II. 「宇宙戦法規の国際法上の位置」

II.1 「武力紛争が宇宙条約体制に与える法的効果」(いわゆる平時法と武力紛争法・宇宙戦法規の適用関係を扱う。人権法・武力紛争法、環境法・武力紛争法、海洋法・武力紛争法、宇宙法・武力紛争法の適用関係を分析した。)

II.2 「武力紛争法における宇宙戦法規の位置」(武力紛争法の枠組内での宇宙戦法規の位置を検討した。先例としての空戦法規の形成過程に注目した。)

III. 「宇宙戦法規の適用に関する基本問題」(III から宇宙戦の法的検討に入り、まずその適用に関する基本問題を論じた。)

III.1 「宇宙戦法規の空間的適用範囲」

III.2 「宇宙戦における国際的と非国際的の武力紛争区分」

IV. 「宇宙戦における害敵方法・手段の規制」(IV 以降は個別問題の検討である。)

IV.1 「害敵方法の規制」

IV.2 「害敵手段の規制」

V. 「宇宙戦における保護対象」

V.1 「文民・民用物」

V.2 「宇宙空間それ自体」

VI. 「宇宙戦と中立法」

VI.1 「宇宙戦における中立法の適用問題概観」

VI.2 「第三国による空間利用の拒否方法」

VII. 「宇宙戦法規の将来」

上記の個別的論点を検討する研究会を2020年度初から2022年度末までに22回開催した(オンライン開催や航空自衛隊関係者から宇宙開発技術の現段階について見解を聴取する小会合を含む。)。会場設営支援者各位に感謝申し上げたい。

4. 研究成果

(1) 技術的背景理解の重要性(上記 I 関係)

宇宙戦の技術的理解抜きでは宇宙戦法規を論じることができないことを改めて認識できた。例えば、空と宇宙の限界画定問題は、武力紛争法ドメイン区分を地理的に捉える場合には一層重要になるが、それに関する衛星周回可能高度下限説などは、サテロイド状態で低高度を周回する衛星が少なくないので意味を持たないことが分かった。また、宇宙での宇宙船捕獲は不可能と信じられたが、最近の JAXA 開発の回収デブリ大気圏投棄技術などを応用すれば可能であることが理解できた。武力紛争当事国の軍の機器の第三国衛星相乗といった現象もかなり広まっていることが確認でき、宇宙戦法規と併存する宇宙中立法規の形成に少なからぬ影響を与えるということも認識される。

(2) 平時法との適用関係(上記 II 関係)

宇宙法と武力紛争法の適用関係は、本研究における最大の理論的課題である。海洋法・航空法と海戦法規・空戦法規の適用関係も1980年代まで議論がなされていたもののそれはいつのまにか一般法と特別法の関係として説明されるようになってしまった。何故そうなるかの理論的追及もさほどなされなかった。

これは人権法と武力紛争法の適用関係の議論とは相当に異なる。宇宙戦の場合はどうかであるが、宇宙物体の航行との関連では武力紛争法が特別法的に適用されるとしても、宇宙における武力紛争犠牲者保護や宇宙環境保護についても同様のことがいえるとは限らない。

(3) 宇宙戦法規適用に関する基本問題(上記 III 関係)

適用に関する基本問題としては前述の空の高度限界問題の他に、国際的と非国際的の武

力紛争区分の問題を扱った。非国際的武力紛争が宇宙に及ぶことも十分考えられる。例えば、その当事者である非国家的集団による電子的手段による衛星妨害がありえよう。これに関しては、宇宙法と非国際的武力紛争に適用される武力紛争法の抵触はそもそも理論上ありえるのかといった重要論点が抽出される。

(4) 害敵方法・手段、保護対象及び中立法(上記 IV～VII 関連)

宇宙戦法規が空戦法規から独立の法的ドメイン区分になるかは、宇宙での害敵方法・手段の規制と保護対象(第三国衛星を含む)の扱いにおいて特殊性を認めうるかにかかるといえる。これについては、一定の範囲で空戦法規のままの適用又はその類推適用では不都合な結果を生じることがあるかもしれないと思われる。

これは宇宙戦法規という新法的ドメイン形成がありうるということの意味する。しかし、宇宙戦の国家実行がなお乏しいのであるから、空戦法規から切断して新法的ドメインを設定してしまえば、そこにおける法の発見が困難な場合も起こるであろう。こうした法規則の発見の問題に関しては、吉田脩教授による、国際法(学)における欠缺(Lücken im Völkerrecht)理論の考察に基づく宇宙空間における国際法の適用問題の研究が注目される。

ミラモス(マクギル)・マニュアルやウーメラ・マニュアルのような宇宙法・宇宙戦法規に関するマニュアル作成が進んでいるが、法の形成や発見に与えるこれらの文書の影響も検討した。(了)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Akira Mayama	4. 巻 26
2. 論文標題 How to Conduct Lawfare against Nuclear Weapons More Effectively in Japan: A View from the Law of Armed Conflict	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際公共政策研究	6. 最初と最後の頁 119-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/86851	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 川岸伸	4. 巻 120
2. 論文標題 COVID-19対策における武装集団の国際人道法上の役割	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 259-270
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Alexander Lott and Shin Kawagishi,	4. 巻 53
2. 論文標題 The Legal Regime of the Strait of Hormuz and Attacks against Oil Tankers: Law of the Sea and Law on the Use of Force Perspective	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Ocean Development and International Law,	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 吉田脩	4. 巻 -
2. 論文標題 国際立法と方法論 - 国際立法と国際法学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 寺谷広司編『国際法の現在 - 変転する現代世界で法の可能性を問い直す』	6. 最初と最後の頁 12-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Osamu Yoshida	4. 巻 -
2. 論文標題 "Accession to the United Nations(UN)"; "Reform of the United Nations Security Council"; "Privileges and Immunities of International Organizations"; "Regional Co-operation/Organization in Asia"; United Nations Millennium Development Goals(MDGs) and the Sustainable Development Goals(SDGs)"	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Seokwoo Lee, ed., Encyclopedia of Public International Law in Asia	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Osamu Yoshida	4. 巻 29
2. 論文標題 Transboundary Environmental Cooperation: International/Transnational Contingency Planning/Emergency Assistance	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Yearbook of International Environmental Law	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 24-3・4
2. 論文標題 非国際的武力紛争への敵対行為規則導入の史的検証(1) - ジュネーブ諸条約第二追加議定書をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 151-167
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 25-1
2. 論文標題 非国際的武力紛争への敵対行為規則導入の史的検証(2) - ジュネーブ諸条約第二追加議定書をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 370-383
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 -
2. 論文標題 慣習国際法の認定方法 - ICTYをめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 浅田正彦、桐山孝信、徳川信治、西村智朗、樋口一彦(編)、『現代国際法の潮流II』	6. 最初と最後の頁 370-383
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Shin Kawagishi	4. 巻 -
2. 論文標題 Reconsidering the Classification of Extraterritorial Conflict with Armed Groups in International Humanitarian Law	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Karen Scott, et al eds., Changing Actors in International Law	6. 最初と最後の頁 329-355
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川岸伸	4. 巻 25-2・3・4
2. 論文標題 非国際的武力紛争への敵対行為規則導入の史的検証(3・完) - ジュネーブ諸条約第二追加議定書をめぐって	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 真山全	4. 巻 93
2. 論文標題 国際海峡に関する不都合な真実 - 中国版『航行の自由作戦』と日本のジレンマ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アスティオン	6. 最初と最後の頁 180-197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 真山全	4. 巻 -
2. 論文標題 海戦法規； 空戦法規； 武力紛争法の履行確保； 中立法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 黒崎将広他、『防衛実務国際法』	6. 最初と最後の頁 457-605
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 真山全	4. 巻 -
2. 論文標題 個人の刑事責任	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 黒崎将広他、『防衛実務国際法』	6. 最初と最後の頁 700-759
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 川岸伸	4. 発行年 2022年
2. 出版社 「紛争の平和的解決」「国際安全保障」	5. 総ページ数 -
3. 書名 加藤信行・萬歳寛之・山田卓平（編著）『国際法概説』	

1. 著者名 黒崎将広、坂元茂樹、西村弓、石垣友明、森肇志、真山全、酒井啓巨	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 813
3. 書名 防衛実務国際法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	吉田 脩 (Yoshida Osamu) (40323240)	筑波大学・人文社会系・教授 (12102)	
研究 分 担 者	川岸 伸 (Kawagishi Shin) (30612379)	静岡大学・人文社会科学部・准教授 (13801)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関